

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高畠町は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じたうえで個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県高畠町長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律および山形県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、被保険者の届出による資格の管理、被保険者証や限度額認定証等の発行及び保険給付事業等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料の賦課の算定に必要な情報確認 ③被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム(標準システム) 2. 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療保険関係ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 59項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(17項、80項、82項、83項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課 および 税務課
②所属長の役職名	町民課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 総務課 電話番号 0238-52-1734
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 町民課 電話番号 0238-52-1327

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	町民課長 吉田健一 税務課長 小野久和	町民課長 高梨 麗子 税務課長 佐藤 健	事後	
平成29年4月1日	I-7 請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町総務課情報統計係 電話番号 0238-52-1734	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 総務課 電話番号 0238-52-1734	事後	
平成29年4月1日	I-8 連絡先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町総務課情報統計係 電話番号 0238-52-1734	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 町民課 電話番号 0238-52-1327	事後	
平成29年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	高島町は、後期高齢者医療保険事務における特例個人情報の取り扱いにあたり、特例個人	高島町は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人	事後	
平成31年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	新様式に変更				
令和2年9月30日	II-1-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月30日	II-2-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年6月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(17項、80項、82項、83項)	番号法第19条第8号及び別表第二(17項、80項、82項、83項)	事後	
令和3年6月30日	II-1-いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II-2-いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	